



東京都福祉サービス 第三者評価ガイドブック 2016

東京都福祉サービス評価推進機構

はじめに

東京都の福祉サービス第三者評価制度は、利用者のサービス選択を容易にし、事業の透明性が確保される情報を提供することと、事業者のサービスの質を向上させるための取り組みを促すことを目的として、平成15年から実施しています。

このガイドブックでは、この目的を達成するために評価者の皆様に対して、本制度の内容を正しく理解していただいた上で評価を実施されるよう、評価の手法やその考え方等をわかりやすく解説しています。

平成28年度は、新たに子ども・子育て支援新制度開始を機として「認定こども園」が評価対象となります。

また、サービスの質の担保や法改正後受審できない状態であったことなどに対応し、「共同生活援助（グループホーム）」及び「宿泊型自立訓練」の評価を開始します。

このガイドブックは大きく7つの構成から成り立っています。

I 東京都の福祉サービス第三者評価の概要

評価を行ううえで踏まえておくべき第三者評価の定義や目的について解説しています。

II 第三者評価の基本的なルール

評価を実施するにあたり、必ず守っていただかなければならない事項について解説しています。

III 評価実施の具体的な流れ

評価実施における必要な考え方とその具体的な進め方について解説しています。第三者性の確保や、事業所の運営形態による留意点など、評価を実施する際にご留意いただきたい点についても解説しています。

IV 利用者調査ガイドライン

利用者調査を実施する目的を明確にし、かつ一定の水準を確保するために、利用者調査の基本的事項や、調査の方式と具体的な実施方法、利用者のプライバシーの保護、調査結果の活用方法について解説しています。

特に、場面観察方式の実施方法についての解説を昨年度から拡充しています。

V 共通評価項目等の解説

「事業者の基本情報」、「組織マネジメント項目」、「サービス項目」、「利用者調査項目」における評価項目のねらいや、標準項目の確認ポイントについて解説しています。

VI 平成28年度の評価手法等について

平成28年度から評価が開始となる「認定こども園」、障害者総合支援法に基づく「共同生活援助（グループホーム）」及び「宿泊型自立訓練」の評価手法や留意点等、今年度評価をするうえでの留意事項について解説しています。

VII 参考資料

標準的な評価プロセスにおける工数モデルや各種参考様式のほか、評価を実施するうえで知っておかなくてはならない要綱や通知を掲載しています。

また、「よくある質問と回答」の内容を更新、拡充し、まとめて掲載しています。

本制度は、都内の福祉サービスを利用している、あるいは利用しようと考えている都民のためにあります。そのことを絶えず念頭に置きながら、利用者、事業者、評価機関が連携し、「利用者本位の福祉」の実現に向けた取り組みを促進させるため、本ガイドブックを積極的にご活用いただきたいと考えております。

目次

I 東京都の福祉サービス第三者評価の概要

1	福祉サービス第三者評価とは	1
2	福祉サービス第三者評価の目的	1
3	東京都福祉サービス評価推進機構の役割	1

II 第三者評価の基本的なルール

1	評価手法	4
(1)	評価手法の概要	4
(2)	基本的な遵守事項	4
(3)	その他の遵守事項	6
2	評価結果報告書作成上のルール	7
(1)	評価結果報告書で表すこと	7
(2)	評点基準等	7
(3)	標準項目の確認に向けて	8
(4)	全体の評価講評等	9
(5)	「事業者が特に力を入れている取り組み」	9
(6)	「事業者が特に力を入れている取り組み」の選定に向けて	10
3	評価結果の公表	12
(1)	公表の内容	12
(2)	公表に関する注意点	12
4	「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」について	13
(1)	「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の導入	13
(2)	「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の概要	13

III 評価実施の具体的な流れ

1	評価実施の考え方と評価の視点	16
(1)	第三者評価実施における必要な考え方	16
(2)	評価者のスタンス	17
(3)	評価の視点	18
2	一件の評価の流れ	22
3	留意点	70
(1)	第三者性の確保	70
(2)	事業形態による留意点等	73
(3)	自己評価方法の工夫について	74

IV 利用者調査ガイドライン

1	福祉サービス第三者評価における利用者調査と本ガイドラインの位置づけ	80
2	東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査の全体像	81
3	利用者調査の基本的事項	82
(1)	利用者調査の位置づけ	82
(2)	利用者調査の目的	82
(3)	対象の原則	82
(4)	共通評価項目等の位置づけ	82
(5)	標準調査票の位置づけ	83
4	共通評価項目による調査(アンケート方式・聞き取り方式)	84
(1)	アンケート方式・聞き取り方式	84
(2)	アンケート方式・聞き取り方式の特性	85
(3)	サービスの形態による調査実施方式の設定	85
(4)	アンケート方式・聞き取り方式による調査の流れと評価全体の流れ	86

5	利用者との職員のかかわりの場面から利用者の様子を浮かび上がらせる調査(場面観察方式)	94
(1)	場面観察方式とは	94
(2)	場面観察方式の調査結果として公表するもの	94
(3)	場面観察方式における「調査の視点」	95
(4)	場面観察方式を実施するパターン	95
(5)	場面観察方式の調査の流れ(予め場面観察方式が設定されているサービス)と評価全体の流れ	96
6	評価結果報告書作成の留意点	107
(1)	評価結果報告書に記載する際のポイント(共通評価項目による調査)	107
(2)	評価結果報告書の使用方法(共通評価項目による調査)	109
(3)	評価結果報告書の使用方法(共通評価項目による調査:「多機能型事業所」及び「障害者支援施設」)	110
(4)	評価結果報告書に記載する際のポイント(場面観察方式)	111
(5)	評価結果報告書の記載方法(場面観察方式)	113
7	利用者のプライバシー保護	114
(1)	調査票の配布・回収の際に注意すべきこと	114
(2)	利用者情報を得る際に注意すべきこと	114
(3)	利用者のプライバシーに関わる場面への接触の際に注意すべきこと	114
(4)	事業者へのフィードバック等の際に注意すべきこと	114
(5)	有効回答者数が3未満になった場合の公表の範囲について	114
8	調査結果の活用	115
(1)	第三者評価における利用者調査結果の活用	115
(2)	利用者へのフィードバックについて	115

V 共通評価項目等の解説

1	事業者の基本情報	116
(1)	事業プロフィールⅠ	117
(2)	事業プロフィールⅡ	120
2	基本用語の解説	126
3	組織マネジメント項目	128
(1)	カテゴリーの関連	128
(2)	カテゴリーの分類	129
(3)	カテゴリー解説	129
4	サービス項目	150
(1)	サービス提供のプロセスにおけるサブカテゴリーの関連	150
(2)	サブカテゴリー解説+利用者調査項目	151

VI 平成28年度の評価手法等について

1	新規対象サービスの評価について	254
(1)	認定こども園の評価について	254
(2)	共同生活援助(グループホーム)の評価について	257
(3)	宿泊型自立訓練の評価について	258
2	多機能型事業所と障害者支援施設の評価手法	259
(1)	評価の単位について	259
(2)	共通評価項目の考え方	260
3	障害児通所支援サービスの評価について	262

VII 参考資料

1	標準的な評価プロセスにおける工数モデル	266
2	契約書記載事項・契約書(参考様式)	272
3	東京都福祉サービス第三者評価に関する事前説明確認書(参考様式)	277
4	関係資料	280
5	よくある質問と回答	341